(証券コード7819)
平成27年12月10日

株　主　各　位

東京都港区港南二丁目15番１号
ＳＨＯ－ＢＩ株式会社
代表取締役社長　　寺　田　正　秀

# 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月24日（木曜日）午後５時30分（当社営業時間終了時刻）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年12月25日（金曜日）　開始　午前10時（開場　午前９時）
2. **場　　所**　東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー３階
ＴＨＥ　ＧＲＡＮＤ　ＨＡＬＬ

**昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。**

**当社では、株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。**

3. **目 的 事 項**

**報告事項**
１．第67期（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第67期（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）計算書類報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

**第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

**第３号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件

**第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

**第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

**4. 招集にあたっての決定事項**

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sho-bi.jp/）に掲載させていただきます。

◎　当社では、毎年９月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式を３単元（300株）以上保有している株主様を対象に、株主優待として3,000円相当の自社企画商品をお贈りさせていただきます。なお、毎年９月30日現在において当社株式を３単元（300株）以上保有の上、３年以上継続保有されている株主様に対する優待（長期保有優待）として、上記の自社企画商品に加え、当社選定の商品を贈呈させていただきます。発送日はいずれも、平成27年12月23日を予定しております。

※３年以上継続保有の確認は、毎年９月30日の株主名簿に同一の株主番号で連続して４回以上記載または記録された株主様とさせていただきます。

※平成26年11月10日発表のプレスリリース「株主優待制度の内容変更に関するお知らせ」にて発表の通り、平成27年９月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主様より、株主優待の対象となる保有株式数を100株から300株に変更させていただいております。

第67期期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、平成27年11月17日開催の取締役会で、期末配当金を１株につき５円とし、効力発生日（支払開始日）を平成27年12月11日とすることを決議いたしました。

銀行預金口座への振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」の内容をご確認願います。
株式数比例配分方式をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」の内容をご確認願います。
上記以外の方は、同封の「配当金領収証」により平成27年12月11日（金曜日）から平成28年１月15日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局で配当金をお受け取り願います。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

## 1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年10月１日～平成27年９月30日）におけるわが国経済は、政府・日銀による経済対策や金融政策、為替の円安傾向などを背景に大企業製造業を中心に業績が回復し緩やかな改善傾向が続きました。個人消費については、ガソリン価格の値下がり、雇用環境の改善、訪日観光客によるインバウンド需要の盛り上がりなど明るい兆しが見られた一方で、円安や市況の上昇に伴う物価上昇、実質可処分所得の伸び悩み等から消費者の間に節約志向が強まっているほか、消費市場の成熟化により質を重視する傾向がさらに顕著になっております。当社グループの主要取引先である小売業界では、こうしたマクロ要因に加え出店余地の縮小から、小売業の各種業態間で業態の垣根を超えた競争が激化し統合・再編の動きが加速化する一方、消費者の嗜好の多様化や各社の戦略の違いにより企業間格差が拡大しております。

当連結会計年度は「新しい事業、新しい販路、新しい調達拠点、新しい商品」のスローガンの下、「売上高成長による利益額拡大」という成長ステージの第２ステップの４年目に当たります。当社グループでは、注力商品であるコスメコンタクト®（注）の販売拡大に積極的に取り組むほか、より幅広い年齢層に向けた商品の開発を引き続き強化し、商品ラインアップの拡充に努めました。こうした中、主力の化粧雑貨ではつけまつげの売上減少傾向が続いたものの、キャラクター関連商品は好調に推移しました。消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減の影響が大きかったコンタクトレンズ子会社のメリーサイトの売上も回復しつつあります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は16,237,766千円（対前期比0.9％増）となりました。コスト改善に向けての取組みの効果が出始めたこと等から売上総利益率が前年同期に比べて改善し、営業利益は256,600千円（対前期比6.2％増）となりました。一方、受取利息の増加等により、営業外収益が改善し経常利益は392,928千円（対前期比17.7％増）となりました。しかしながら、法人税等の負担が正常化した結果、当期純利益は119,240千円（対前期比47.8％減）となりました。

なお、前第３四半期連結会計期間より子会社である粧美堂日用品（上海）有限公司を連結対象に加えております。

（注）コスメコンタクト®は、瞳を大きく魅力的に見せる、マスカラやアイライナーのようなメイク発想のコンタクトレンズです。

商品区分別の状況は次のとおりであります。

①化粧雑貨

当分類には、メイク関連用品、ヘアケア関連用品、トラベル用品、バス・エステ・健康関連グッズ等の売上が含まれます。同分類の主力商品であるつけまつげの売上が振るわず、当連結会計年度の売上高は9,424,420千円（対前期比3.0％減）となりました。

②コンタクトレンズ関連

当分類には、コンタクトレンズ、コンタクトレンズケア用品の売上が含まれます。当連結会計年度のコンタクトレンズ関連商品は、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動減の影響が一巡したことに加え、積極的に販路開拓を進めている小売路面店向けの売上が順調に拡大しております。この結果、当連結会計年度の売上高は3,215,617千円（対前期比7.4％増）となりました。

③服飾雑貨

当分類には、バッグ、ポーチ、サイフ類、その他服飾小物の売上が含まれます。キャラクター関連商品の販売が好調で当連結会計年度の売上高は2,506,377千円（対前期比27.7％増）となりました。

④その他

当分類には、生活雑貨、文具、行楽用品、ギフト等の売上が含まれます。文具、行楽用品等の販売不振が響き、当連結会計年度の売上高は1,091,349千円（対前期比23.0％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、68,414千円となりました。

主な内容は、社内基幹システムの改修、物流関連機器や事務機器の購入、建物の改修等であります。

(3) 資金調達の状況
重要な資金の調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移
①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 第64期<br>平成24年９月期 | 第65期<br>平成25年９月期 | 第66期<br>平成26年９月期 | 第67期<br>(当連結会計年度)<br>平成27年９月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高(千円) | ― | 13,781,474 | 16,093,368 | 16,237,766 |
| 経　常　利　益(千円) | ― | 413,408 | 333,758 | 392,928 |
| 当　期　純　利　益(千円) | ― | 481,542 | 228,482 | 119,240 |
| １株当たり当期純利益 (円) | ― | 35.91 | 17.04 | 8.89 |
| 総　　資　　産(千円) | ― | 13,727,092 | 13,319,126 | 14,972,847 |
| 純　　資　　産(千円) | ― | 5,335,756 | 5,395,825 | 5,333,400 |
| １株当たり純資産 (円) | ― | 397.90 | 402.16 | 397.61 |

(注) 1. 第65期より連結計算書類を作成しておりますので、第64期の状況については記載しておりません。
2. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区　　分 | 第64期<br>平成24年９月期 | 第65期<br>平成25年９月期 | 第66期<br>平成26年９月期 | 第67期<br>（当事業年度）<br>平成27年９月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高（千円） | 13,811,552 | 12,750,991 | 13,452,861 | 13,727,595 |
| 経　常　利　益（千円） | 707,893 | 348,338 | 199,729 | 465,109 |
| 当　期　純　利　益（千円） | 415,514 | 462,849 | 208,324 | 234,126 |
| １株当たり当期純利益（円） | 30.99 | 34.52 | 15.54 | 17.46 |
| 総　　資　　産（千円） | 10,728,824 | 13,041,287 | 12,662,670 | 13,229,136 |
| 純　　資　　産（千円） | 4,708,544 | 5,318,220 | 5,366,969 | 5,369,148 |
| １株当たり純資産（円） | 351.12 | 396.59 | 400.01 | 400.28 |

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、１株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき、算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、販路を持った総合企画メーカーとして、対処すべき課題は、以下のように考えております。

①　商品企画機能の更なる強化

当社グループの強みは、永年の卸売業としての事業展開により構築してきた強固な営業力と、自社企画商品の開発による顧客ニーズに対応した商品企画力であります。当社グループは、従来より営業部門と商品企画部門の一体化による機動性のある営業活動を推進してきており、営業セールスマンのマーチャンダイザー（ＭＤ）（注１）化を図っております。これにより、セールスマン各々がＭＤ的発想を踏まえた営業活動へのシフトを推進し、得意先のニーズを踏まえた自社企画商品の充実を図るとともに、「品質・企画・価格・納期」全ての面において信頼される商品企画力を身につけ、他社との差別化を図り、新規取引先の開拓、既存顧客の量的拡大と、更なる利益率向上を図ってまいります。

（注１）　マーチャンダイザー：マーケット・ニーズに基づいて、自社企画商品の企画開発を行う担当者。

②　物流体制のリノベーションと効率化

物流機能につきましては、適時適切な商品供給力とコスト競争力の確保のため柔軟性のある体制が求められております。当社グループは、従来自社物流センターにおいて得意先のニーズに適応した受注・出荷システム等のインフラ面の整備を図っており、当社グループの営業力を支える基盤となっております。今後さらに自社企画商品の拡販を行っていくために、国内物流拠点のリノベーションを図ることで、効率的かつコスト競争力のある物流機能の構築を推進いたします。

③　販売チャネルの拡大

当社グループの強みは、永年の卸売業としての事業展開により構築してきた強固な営業力であり、当社グループの販売チャネルは、総合スーパーからドラッグストア、100円均一ショップまで幅広く各業態の上位企業と取引を行っております。これは、常に商流の主流を押さえようとしてきた営業活動の結果であり、当社グループの商品企画力、安定的な供給力、物流や受注・出荷システム等のインフラにおける利点が各社に評価されたものと考えております。一方で流通業界の変化は激しく、その変化に対応して販売チャネルの拡大を図っていく必要があります。

今後日本国内では、既存取引先でご評価いただいた利点を同業態の未取引先に対し訴求する販売先拡大や、流通業界の変化に対応し新たな販売チャネルの開拓にも積極的に取り組んでまいります。また、平成25年８月よりインショップの運営を行っております。海外では、中国への本格進出を契機にアジア諸国へも販売を拡大し、また日系進出企業との取り組み強化等により、更なる販売チャネルの拡大を図ってまいります。

④　取扱いアイテムの拡大

当社グループが主として取扱う化粧雑貨の国内の市場規模には限界があります。当社グループが更なる成長を実現するためには、取扱商品のアイテムの拡大が不可欠であり、企画機能の強化と合わせ、各種展示会等の開催やＯＥＭ商品（注２）の企画開発等を通じた他業界とのコラボレーション、またプライベートブランド向け商品の積極的な推進、さらには「ＳＨＯ－ＢＩ」というコーポレートブランドの確立を目指すことにより、従来のカテゴリーに捉われない商品群の拡大・構築を図ってまいります。

なお、子会社である株式会社メリーサイトはコンタクトレンズ市場の中で最も活況を呈しているサークルレンズ（注３）などの分野で強みを持っております。当社グループではこれらのレンズを「コスメコンタクト®」と命名し、ビューティー発想のコンタクトレンズとして普及を図るほか、メリーサイト社のコンタクトレンズ市場における豊富な事業経験と高い製品供給能力を最大限活用することにより両社で「目周り」商品群の拡大を図ってまいります。

（注２）ＯＥＭ商品：販売ニーズを反映した仕様に基づいて企画し、販売先の商標により販売される商品。

（注３）サークルレンズ：レンズのフチ部分に着色したコンタクトレンズ。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社メリーサイト | 134,950千円 | 100% | コンタクトレンズの製造・販売 |
| 粧美堂日用品（上海）有限公司 | 3,100千米ドル | 100% | 日用品雑貨の販売 |

(11) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

当社グループは、化粧雑貨、服飾雑貨及びキャラクター雑貨（注）等の商品を幅広く取扱っており、これらの商品を小売業者、卸売業者及び一般消費者等へ販売することを主たる業務としております。また、子会社である株式会社メリーサイトではコンタクトレンズ及びコンタクトレンズケア用品の企画・製造・販売を手掛けており、当社においてもコンタクトレンズの企画・販売を行っております。

業務の内容として、顧客志向にマッチした商品群の提案を行うという卸売機能に加えて、営業部門と商品企画部門が一体となり、「品質・企画・価格・納期」を重視して自社で商品を企画し、国内外の外部メーカーに生産委託を行う機能を有しており、それらの機能を活用した販売先のＯＥＭ商品の受注販売についても積極的に展開しております。

（注）キャラクター雑貨とは、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社サンリオ等の版権元からキャラクターの商品化許諾を受け商品化された化粧雑貨、服飾雑貨等の雑貨のことであり、当社は自社企画商品の付加価値を高め、他社製品との差別化を図る観点から、版権元からキャラクターの商品化許諾を受け、当社にてキャラクター雑貨の商品化を行っております。

(12) 主要な営業所及び物流拠点（平成27年９月30日現在）

① 当　社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 東京本社 | 東京都港区 |
| 大阪本社 | 大阪市北区 |
| 箕面物流センター | 大阪府箕面市 |
| 葛西物流センター | 東京都江戸川区 |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| 株式会社メリーサイト | 名古屋市中区 |
| 粧美堂日用品（上海）有限公司 | 中国上海市 |

(13) 従業員の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 298名 | 14名減 |

（注）従業員数は就業員数（正社員、契約社員）であり、臨時従業員（１日８時間換算による期中平均人員）88名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 238名 | ２名増 | 37.37歳 | 10.20年 |

（注）従業員数は就業員数（正社員、契約社員）であり、当社から当社グループへの出向者を除き、臨時従業員（１日８時間換算による期中平均人員）81名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 2,763,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,070,000千円 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 1,000,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 873,350千円 |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成27年９月30日現在）

ⅰ）発行可能株式総数　48,640,000株

ⅱ）発行済株式の総数　13,409,915株（自己株式85株を除く。）

ⅲ）株主数　14,430名

ⅳ）大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| ＴＣＳ株式会社 | 3,460,000株 | 25.80% |
| 寺田一郎 | 2,140,600株 | 15.96% |
| 寺田正秀 | 1,369,700株 | 10.21% |
| 寺田久子 | 397,400株 | 2.96% |
| 平賀優子 | 300,000株 | 2.23% |
| ＳＨＯ－ＢＩ従業員持株会 | 235,500株 | 1.75% |
| 株式会社みずほ銀行 | 200,000株 | 1.49% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 108,800株 | 0.81% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 79,300株 | 0.59% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５） | 75,000株 | 0.55% |

（注）持株比率は、自己株式（85株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

ⅰ）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

ⅱ）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

ⅲ）その他の新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成26年２月20日開催の取締役会において、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

| 名称 | 第１回新株予約権 | |
|---|---|---|
| 発行決議の日 | 平成26年２月20日 | |
| 新株予約権の数 | 6,470個 | |
| 目的である株式の種類及び数 | 普通株式　　647,000株 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | １株当たり408円 | |
| 新株予約権の行使期間 | 平成28年１月４日から平成31年３月29日まで | |
| 割当先 | 取締役 | 新株予約権の数　3,200個<br>目的となる株式数　320,000株<br>割当者数　４名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　70個<br>目的となる株式数　7,000株<br>割当者数　１名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　240個<br>目的となる株式数　24,000株<br>割当者数　３名 |
| | 従業員 | 新株予約権の数　2,400個<br>目的となる株式数　240,000株<br>割当者数　42名 |
| | 子会社取締役及び従業員 | 新株予約権の数　560個<br>目的となる株式数　56,000株<br>割当者数　９名 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、平成27年９月期乃至平成29年９月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、売上高及び経常利益が次の条件を満たしている場合に、割当てを受けた新株予約権のうち、次に掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。<br>１．平成27年９月期の売上高が165億円を超過し、且つ経常利益が５億円を超過している場合、割当てを受けた新株予約権の総数の50％。<br>２．平成28年９月期の売上高が170億円を超過し、且つ経常利益が７億円を超過している場合、割当てを受けた新株予約権の総数の30％。<br>３．平成29年９月期の売上高が180億円を超過し、且つ経常利益が10億円を超過している場合、割当てを受けた新株予約権の総数の20％。 | |

（注）1. 上記の新株予約権の数及び目的となる株式数は、交付された時点における総数を記載しております。
2. 交付された上記新株予約権のうち、当事業年度末までに3,235個が失効しております。

(3) 会社役員に関する事項

ⅰ) 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長 | 寺田一郎 | |
| 代表取締役社長 | 寺田正秀 | 粧美堂日用品（上海）有限公司董事長<br>株式会社メリーサイト取締役（非常勤） |
| 常務取締役 | 三嶌信也 | 事業推進本部長兼生産管理担当役員<br>兼商品企画部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事 |
| 取締役 | 鎌形敬史 | 戦略室長兼管理本部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事<br>株式会社メリーサイト取締役（非常勤） |
| 取締役 | 渡辺　徹 | 北浜法律事務所パートナー |
| 常勤監査役 | 脇　　玲 | 粧美堂日用品（上海）有限公司監事 |
| 監査役 | 酒谷佳弘 | ジャパン･マネジメント･コンサルティング株式会社 代表取締役 |
| 監査役 | 岡野秀章 | 岡野公認会計士事務所所長 |

（注）1. 取締役渡辺徹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役酒谷佳弘氏及び監査役岡野秀章氏は、社外監査役であります。
3. 取締役渡辺徹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役酒谷佳弘氏は公認会計士、監査役岡野秀章氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、渡辺徹、酒谷佳弘、岡野秀章の３氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
6. 当事業年度中に生じた取締役・執行役員の異動はありません。
7. 平成27年９月30日現在の執行役員は、次のとおりであります。

| 地　　位 | 氏　　名 | 担　　当 |
|---|---|---|
| 執行役員 | 牧野雄二 | 営業第１部長 |
| 執行役員 | 吉田浩太郎 | 営業第２部長 |
| 執行役員 | 高田文男 | 営業第３部長 |
| 執行役員 | 豊倉忠明 | 営業第５部長 |
| 執行役員 | 宮所恒男 | 事業管理部長<br>兼ＤＢ２課マネージャー |
| 執行役員 | 益岡芳郎 | 総務部長 |
| 執行役員 | 境　　裕治 | 海外事業部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司　董事 |

8. 当事業年度末日後に生じた取締役、監査役及び執行役員の異動は次のとおりであります。

| 氏　　名 | 異　動　後 | 異　動　前 | 異動年月日 |
|---|---|---|---|
| 寺 田 正 秀 | 代表取締役社長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事長<br>株式会社メリーサイト取締役（非常勤）<br>台灣敷美堂股份有限公司董事長 | 代表取締役社長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事長<br>株式会社メリーサイト取締役（非常勤） | 平成27年10月 |
| 三 嶌 信 也 | 常務取締役<br>事業推進本部長兼生産管理担当役員<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事<br>台灣敷美堂股份有限公司董事 | 常務取締役<br>事業推進本部長兼生産管理担当役員<br>兼商品企画部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事 | 平成27年10月 |
| 鎌 形 敬 史 | 取締役管理本部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事<br>株式会社メリーサイト取締役（非常勤）<br>台灣敷美堂股份有限公司董事 | 取締役戦略室長兼管理本部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事<br>株式会社メリーサイト取締役（非常勤） | 平成27年10月 |
| 脇　　玲 | 常勤監査役<br>粧美堂日用品（上海）有限公司監事<br>台灣敷美堂股份有限公司監察人 | 常勤監査役<br>粧美堂日用品（上海）有限公司監事 | 平成27年10月 |
| 豊 倉 忠 明 | 執行役員　特販部長 | 執行役員　営業第５部長 | 平成27年10月 |
| 吉 田 浩 太 郎 | 執行役員　商品企画部長 | 執行役員　営業第２部長 | 平成27年10月 |
| 宮 所 恒 男 | 執行役員　事業管理部長 | 執行役員　事業管理部長兼ＤＢ２課マネージャー | 平成27年10月 |
| 境　　裕 治 | 執行役員　海外事業部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事<br>台灣敷美堂股份有限公司董事 | 執行役員　海外事業部長<br>粧美堂日用品（上海）有限公司董事 | 平成27年10月 |

ⅱ）取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（うち社外取締役） | ５名<br>（１名） | 72,053千円<br>（ 3,600千円） |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | ３名<br>（２名） | 15,444千円<br>（ 4,800千円） |
| 合　　計<br>（うち社外役員） | ８名<br>（３名） | 87,497千円<br>（ 8,400千円） |

（注）1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,680千円（取締役10,080千円、監査役600千円）を含んでおります。

ⅲ）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

当社と渡辺徹氏がパートナーを務める北浜法律事務所との間には特別な関係はありません。

当社と酒谷佳弘氏が代表取締役を務めるジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社との間には特別な関係はありません。

当社と岡野秀章氏が所長を務める岡野公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏　　名 | 出席の状況 | 取締役会及び監査役会における発言状況 |
|---|---|---|
| 渡　辺　　徹<br>（社 外 取 締 役） | 取締役会95%<br>(19回中18回) | 主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 酒　谷　佳　弘<br>（社 外 監 査 役） | 取締役会100%<br>(19回中19回)<br>監査役会100%<br>(14回中14回) | 主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 岡　野　秀　章<br>（社 外 監 査 役） | 取締役会100%<br>(19回中19回)<br>監査役会100%<br>(14回中14回) | 主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨及び当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定めております。現時点において、当社と社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

## 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための会社の体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号）

①当社は、「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

②取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。

③監査役及び監査役会は、法令及び定款に照らし、監査役会規程及び監査役監査規程に基づいて取締役の職務の執行を監査する。

④取締役会は使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、コンプライアンスを遵守した業務手続実施のため、社内規程を制定し遵守させる。

⑤取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているか等外部の専門家に意見を求める等により監督する。

⑥内部監査室により、取締役及び使用人の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導する。

⑦当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役及び使用人の不正等コンプライアンス上の問題を発見したものには、その旨を取締役は監査役、使用人は内部監査室長に通報させる制度を確立する。

⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において基本方針を定める。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第１項第１号）

取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む、以下同じ）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。

・株主総会議事録と関連資料
・取締役会議事録と関連資料
・取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類
・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）
①企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生の回避・軽減に努める。
②危機発生が現実になった場合及び発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。
③リスクマネジメント・コンプライアンス委員会
当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織として取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行及び実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。
不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）
①取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。
②代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に充分な審議が行われるよう、取締役を構成員とする経営会議を定期的に開催する。
③取締役は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
④執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。
⑤取締役会の意思決定の客観性及び妥当性を高めるため、取締役のうち１名以上を社外取締役とする。
(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号イ・ロ・ハ・ニ）
①当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ｉ）子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社に事前承認または報告を受ける事項を定める。

ⅱ）当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。

②当社の子会社の損失の危険に関する規定その他の体制

当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。

③当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。

ⅱ）当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。

ⅲ）当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。

④当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。

ⅱ）子会社業務執行状況については、定期的に親会社の内部監査部門が内部監査を実施する。

ⅲ）当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。

ⅳ）「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」により、当社の子会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス上の問題を発見したものには、その旨を子会社取締役は当社監査役に、子会社使用人は当社内部監査室に報告する制度を確立する。

ⅴ）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において基本方針を定めており、当社子会社についても規程を準用する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（会社法施行規則第100条第３項第１号、第２号、第３号）

①監査役または監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要な人員を配置する。

②監査役の職務を補助すべき使用人として監査役付を置いた場合、当該使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査役会の同意が必要である。

(7)当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

（会社法施行規則第100条第３項第４号イ・ロ）

①当社監査役は当社及び子会社取締役会議事録等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。

②当社監査役は、必要に応じていつでも当社及び子会社の取締役、監査役、使用人等から説明を受けることができる。

③当社及び子会社取締役、監査役及び使用人は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社監査役に報告する。

ⅰ）会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの

ⅱ）会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの

ⅲ）取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実

ⅳ）当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの

ⅴ）「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」への違反で重大なもの

ⅵ）内部通報制度に基づいて通報された事実

ⅶ）公的機関から受けた行政処分

ⅷ）重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃

ⅸ）業績及び業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容

Ⅹ）監査契約の変更

ⅪⅠ）内部統制システム、基本方針の変更

ⅫⅠ）上記各号に準ずるその他の事項

④当社及び子会社取締役及び使用人は、当社監査役が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。

⑤当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社監査役へ報告する。

⑥当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査役に定期的に報告する。

(8)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第７号）
①監査役の半数以上は社外監査役とし、客観性と透明性を図る。
②監査役は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査役監査の実効性を高める。
③監査役会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査役監査の実効性を高める。
④監査役と会計監査人、内部監査人及び子会社監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。
⑤監査役会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査役会の判断で利用できる。
(9)監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第３項第５号）
当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「ＳＨＯ－ＢＩ企業倫理規程」において、規定し、当社グループ役職員に周知徹底する。
(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第６号）
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に明らかに必要にないと認められる場合を除き、その費用を会社が負担する旨を監査役監査規程に定めて明確にする。
(11)財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の４の４に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
(12)業務の適正を確保するための会社の体制の運用状況の概要
①取締役の職務執行の効率性の確保について
当事業年度において、取締役会を19回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。また、執行役員制度を導入し意思決定の迅速化・効率化を図っております。
②コンプライアンス体制について
当社グループの役員・従業員に対し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育や会議体での説明を行い、法令や定款を遵守するための取り組み

を継続的に行っております。また、「公益通報者保護規程」に基づき通報または相談窓口の設置を行い、従業員全員に周知しております。

③リスクマネジメント体制について

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、「リスク管理規程」に基づきリスクの検討・抽出を行い、必要に応じて担当取締役が関係部署に指示を行っております。担当取締役は実施状況を確認し、随時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ報告しております。

④業務の適正の確保について

当社グループの事業の報告については定期的に当社取締役会で報告がなされ、課題や問題点については適宜関係部署に指示が出ております。また、業務の適正を確保するため内部監査室が「内部監査計画」に基づき監査を実施しており、内部監査結果は、代表取締役及び常勤監査役に報告されております。また、改善が必要な場合には指摘を行っております。

⑤監査役の監査の実効性の確保について

監査役は、当社取締役会に加え当社経営会議等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めております。定例の監査役会を開催している他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換や、当社代表取締役と定期的な面談を行っております。

## 5. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、今後の事業拡大に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益還元を経営の重要な政策と位置付けており、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

当連結会計年度の当期純利益は119,240千円となりましたが、年間配当金につきましては、期初に公表した配当予想のとおり、１株当たり10円（中間配当金５円は実施済み、期末配当金は５円）としております。

なお、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によっても剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中に記載の金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **9,925,873** | **流動負債** | **5,774,811** |
| 現金及び預金 | 3,629,465 | 支払手形及び買掛金 | 2,084,774 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,787,337 | 短期借入金 | 700,000 |
| 有価証券 | 599,571 | １年内返済予定の長期借入金 | 2,058,608 |
| 商品 | 1,917,512 | 未払法人税等 | 243,534 |
| 貯蔵品 | 117,961 | 賞与引当金 | 153,000 |
| 為替予約 | 528,882 | 返品調整引当金 | 53,800 |
| その他 | 363,151 | その他 | 481,095 |
| 貸倒引当金 | △18,010 | **固定負債** | **3,864,635** |
| **固定資産** | **5,046,974** | 長期借入金 | 3,679,568 |
| **有形固定資産** | **1,837,021** | 役員退職慰労引当金 | 76,070 |
| 建物及び構築物 | 726,300 | 退職給付に係る負債 | 391 |
| 土地 | 1,006,411 | 資産除去債務 | 33,660 |
| その他 | 104,308 | その他 | 74,946 |
| **無形固定資産** | **546,590** | **負債合計** | **9,639,446** |
| のれん | 376,132 | 純資産の部 | |
| その他 | 170,457 | **株主資本** | **4,871,273** |
| **投資その他の資産** | **2,663,363** | 資本金 | 545,500 |
| 投資有価証券 | 1,411,882 | 資本剰余金 | 264,313 |
| 退職給付に係る資産 | 18,879 | 利益剰余金 | 4,061,512 |
| 長期未収入金 | 693,405 | 自己株式 | △52 |
| その他 | 581,697 | **その他の包括利益累計額** | **460,677** |
| 貸倒引当金 | △42,500 | その他有価証券評価差額金 | 29,815 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 328,135 |
| | | 為替換算調整勘定 | 102,726 |
| | | **新株予約権** | **1,449** |
| | | **純資産合計** | **5,333,400** |
| **資産合計** | **14,972,847** | **負債純資産合計** | **14,972,847** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **16,237,766** |
| 売上原価 | | 11,289,195 |
| **売上総利益** | | **4,948,570** |
| 返品調整引当金戻入額 | | 36,000 |
| 返品調整引当金繰入額 | | 53,800 |
| **差引売上総利益** | | **4,930,770** |
| 販売費及び一般管理費 | | 4,674,169 |
| **営業利益** | | **256,600** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 84,959 | |
| 受取配当金 | 3,549 | |
| 不動産賃貸収入 | 29,010 | |
| 為替差益 | 94,976 | |
| その他 | 14,982 | 227,479 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 59,824 | |
| 不動産賃貸費用 | 16,719 | |
| その他 | 14,607 | 91,151 |
| **経常利益** | | **392,928** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 83 | 83 |
| 特別損失 | | |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,250 | |
| 固定資産除却損 | 6,709 | |
| 事業所閉鎖損失 | 4,599 | 14,559 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **378,451** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 255,475 |
| 法人税等調整額 | | 3,735 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **119,240** |
| **当期純利益** | | **119,240** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 545,500 | 264,313 | 4,059,712 | △52 | 4,869,473 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 16,659 | | 16,659 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 545,500 | 264,313 | 4,076,371 | △52 | 4,886,132 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △134,099 | | △134,099 |
| 当期純利益 | | | 119,240 | | 119,240 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | ― | ― | △14,858 | ― | △14,858 |
| 当期末残高 | 545,500 | 264,313 | 4,061,512 | △52 | 4,871,273 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 3,629 | 468,638 | 51,185 | 523,453 | 2,898 | 5,395,825 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | 16,659 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,629 | 468,638 | 51,185 | 523,453 | 2,898 | 5,412,484 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △134,099 |
| 当期純利益 | | | | | | 119,240 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） | 26,185 | △140,502 | 51,541 | △62,775 | △1,449 | △64,224 |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | 26,185 | △140,502 | 51,541 | △62,775 | △1,449 | △79,083 |
| 当期末残高 | 29,815 | 328,135 | 102,726 | 460,677 | 1,449 | 5,333,400 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数

２社

②　連結子会社の名称

株式会社メリーサイト

粧美堂日用品（上海）有限公司

③　非連結子会社の名称

台灣妝美堂股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社数

―社

②　持分法を適用しない非連結子会社の名称

台灣妝美堂股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、粧美堂日用品（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同社の６月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、７月１日から連結決算日９月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ取引により生じる正味の債権債務

時価法

ハ．たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品　　主として月別総平均法

・貯蔵品　　最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）　　当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　８年～50年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| イ．貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ．賞与引当金 | 当社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| ハ．返品調整引当金 | 当社は、将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。 |
| ニ．役員退職慰労引当金 | 当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 |

④　退職給付に係る会計処理の方法

| | |
|---|---|
| イ．退職給付見込額の期間帰属方法 | 当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| ロ．数理計算上の差異の費用処理方法 | 当社は、数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。 |
| ハ．小規模企業等における簡便法の採用 | 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理を採用しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約

ヘッジ対象…借入金の利息、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針　　外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨スワップ取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ．ヘッジの有効性の評価　　金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

⑦　のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

⑧　消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が25,884千円減少し、利益剰余金が16,659千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 40,881千円 |
| 土地 | 319,506千円 |
| 計 | 360,387千円 |

担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 長期借入金<br>（１年内返済予定を含む） | 400,000千円 |

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | 688,939千円 |
| 投資その他の資産<br>（投資不動産） | 55,512千円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数(株) | 当連結会計年度増加株式数(株) | 当連結会計年度減少株式数(株) | 当連結会計年度末株式数(株) |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 13,410,000 | ― | ― | 13,410,000 |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年11月18日取締役会 | 普通株式 | 67,049 | 5.00 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月11日 |
| 平成27年5月15日取締役会 | 普通株式 | 67,049 | 5.00 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月9日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年11月17日取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 67,049 | 5.00 | 平成27年9月30日 | 平成27年12月11日 |

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用を行い、主に短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社グループは業務を遂行する上で、輸入仕入商品の代金決済の一部に充てるため為替予約取引を行い、また、金利変動リスクや為替変動リスクの回避を目的とした金利スワップ取引及び通貨スワップ等の取引をデリバティブ取引管理規程に基づき行っており、投機的な目的でデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

外貨預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建営業債権は、市場価格(為替)の変動によるリスクを有しております。

有価証券及び投資有価証券は、取引先企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが４ヶ月以内の支払期日であります。なお、外貨建営業債務は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部の長期借入金は金利変動リスクがあります。

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクは取引対象物の将来の市場価格（為替・金利等）の変動によるリスクを有しております。信用リスクは相手方の倒産等により当初の契約どおりに取引が履行できなくなった場合に損失を被る可能性があります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

営業債権については、期日管理をはじめとして与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。なお、外貨建営業債権については、外貨建営業債務の範囲内にあります。

有価証券及び投資有価証券については、余資運用基準に基づき四半期ごとに時価等の把握を行っております。

外貨建営業債務の一部については、為替予約を利用し為替リスクをヘッジしております。

長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従い、管理本部が決裁責任者の承認を得て行っており、国内連結子会社についても子会社管理本部で同様の対応をしております。また、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手金融機関に限定しており、相手方の契約不履行による、いわゆる信用リスクは殆ど無いと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクについて、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を毎月作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の１ヶ月相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。また、国内連結子会社についても子会社管理本部で同様の対応をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

| | 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 3,629,465 | 3,629,465 | ― |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 2,787,337 | 2,787,337 | ― |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 2,011,343 | 2,011,343 | ― |
| 資産計 | 8,428,147 | 8,428,147 | ― |
| (4) 支払手形及び買掛金 | 2,084,774 | 2,084,774 | ― |
| (5) 短期借入金 | 700,000 | 700,000 | ― |
| (6) 長期借入金（１年内返済予定を含む) | 5,738,176 | 5,739,694 | 1,518 |
| 負債計 | 8,522,950 | 8,524,468 | 1,518 |
| デリバティブ取引（※) | 528,882 | 528,882 | ― |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（１年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

①通貨関連

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（千円） | 契約額等のうち１年超（千円） | 時価（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 原則的処理 | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル | 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引 | 2,389,277 | 596,399 | 528,882<br>（※１） |
| 振当処理 | 通貨スワップ取引<br>支払　日本円<br>受取　米ドル | 長期借入金 | 50,000 | ― | （※２） |

（※１）時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

（※２）通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

②金利関連

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等（千円） | 契約額等のうち１年超（千円） | 時価（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定<br>受取変動 | 長期借入金 | 3,533,000 | 2,371,000 | （※） |

（※）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 110 |

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　397円61銭

(2) １株当たり当期純利益　　8円89銭

7. 重要な後発事象に関する注記

固定資産の譲渡

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり、固定資産を譲渡することについて決議いたしました。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用及び財務体質強化のため、当該物件を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡する相手会社の名称

譲渡先は、事業法人であります。

譲渡先につきましては、譲渡先との取り決めにより公表は差し控えさせていただきます。なお、当社と譲渡先との間には、資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者として特記すべき事項はありません。

(3) 譲渡資産の内容

| 資産の名称及び所在地 | 帳簿価額 | 譲渡価額 | 売却益 | 現況 |
|---|---|---|---|---|
| 福岡ビル<br>福岡県福岡市博多区<br>上呉服町551番<br>土地　70.97㎡<br>福岡県福岡市博多区<br>上呉服町552番１<br>土地　242.08㎡<br>建物 1,638.43㎡<br>（延床面積） | 233百万円 | 384百万円 | 143百万円 | 賃貸用不動産 |

(4) 譲渡の日程

取締役会決議　平成27年11月11日

契約締結日　　平成27年11月13日

物件引渡日　　平成27年11月20日（予定）

(5) 損益に及ぼす影響

当該固定資産の譲渡により、平成28年９月期に固定資産売却益143百万円を特別利益として計上する見込みです。

# 貸　借　対　照　表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **8,028,416** | **流動負債** | **4,381,943** |
| 現金及び預金 | 2,832,790 | 支払手形及び買掛金 | 1,925,141 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,547,632 | １年内返済予定の長期借入金 | 1,672,440 |
| 有価証券 | 599,571 | リース債務 | 159 |
| 商品 | 1,231,426 | 未払金 | 266,292 |
| 貯蔵品 | 97,406 | 未払費用 | 65,203 |
| 前渡金 | 5,978 | 未払法人税等 | 205,409 |
| 前払費用 | 77,262 | 未払消費税等 | 22,637 |
| 未収入金 | 86,994 | 繰延税金負債 | 7,013 |
| 為替予約 | 528,882 | 前受金 | 3,112 |
| その他 | 34,670 | 預り金 | 7,733 |
| 貸倒引当金 | △14,200 | 賞与引当金 | 153,000 |
| **固定資産** | **5,200,719** | 返品調整引当金 | 53,800 |
| **有形固定資産** | **1,822,531** | **固定負債** | **3,478,044** |
| 建物 | 720,840 | 長期借入金 | 3,306,060 |
| 構築物 | 2,708 | 繰延税金負債 | 52,066 |
| 車両運搬具 | 2,345 | 役員退職慰労引当金 | 76,070 |
| 工具、器具及び備品 | 90,078 | 資産除去債務 | 29,690 |
| 土地 | 1,006,411 | 長期預り保証金 | 14,157 |
| リース資産 | 147 | **負債合計** | **7,859,988** |
| **無形固定資産** | **59,442** | **純資産の部** | |
| 商標権 | 3,854 | **株主資本** | **5,009,748** |
| ソフトウエア | 50,332 | **資本金** | **545,500** |
| その他 | 5,254 | **資本剰余金** | **264,313** |
| **投資その他の資産** | **3,318,746** | 資本準備金 | 264,313 |
| 投資有価証券 | 1,411,882 | **利益剰余金** | **4,199,987** |
| 関係会社株式 | 1,086,013 | 利益準備金 | 64,700 |
| 出資金 | 1,340 | その他利益剰余金 | 4,135,287 |
| 関係会社出資金 | 349,764 | 固定資産圧縮積立金 | 86,501 |
| 長期貸付金 | 3,889 | 別途積立金 | 198,000 |
| 破産更生債権等 | 40,380 | 繰越利益剰余金 | 3,850,785 |
| 長期前払費用 | 738 | **自己株式** | **△52** |
| 前払年金費用 | 18,879 | **評価・換算差額等** | **357,951** |
| 投資不動産 | 234,548 | その他有価証券評価差額金 | 29,815 |
| 差入保証金 | 110,819 | 繰延ヘッジ損益 | 328,135 |
| 保険積立金 | 9,286 | **新株予約権** | **1,449** |
| その他 | 91,583 | | |
| 貸倒引当金 | △40,380 | **純資産合計** | **5,369,148** |
| **資産合計** | **13,229,136** | **負債純資産合計** | **13,229,136** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **13,727,595** |
| 売上原価 | | 9,745,977 |
| **売上総利益** | | **3,981,618** |
| 返品調整引当金戻入額 | | 36,000 |
| 返品調整引当金繰入額 | | 53,800 |
| **差引売上総利益** | | **3,963,818** |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,688,297 |
| **営業利益** | | **275,520** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 11,253 | |
| 有価証券利息 | 73,419 | |
| 受取配当金 | 3,548 | |
| 不動産賃貸収入 | 29,010 | |
| 為替差益 | 137,725 | |
| その他 | 15,601 | 270,560 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 52,660 | |
| 不動産賃貸費用 | 16,719 | |
| その他 | 11,590 | 80,971 |
| **経常利益** | | **465,109** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 83 | 83 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 5,239 | |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,250 | 8,489 |
| **税引前当期純利益** | | **456,703** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 215,237 |
| 法人税等調整額 | | 7,339 |
| **当期純利益** | | **234,126** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（自　平成26年10月１日
至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 545,500 | 264,313 | 264,313 | 64,700 | 86,501 | 198,000 | 3,734,099 | 4,083,301 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 16,659 | 16,659 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 545,500 | 264,313 | 264,313 | 64,700 | 86,501 | 198,000 | 3,750,758 | 4,099,960 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △134,099 | △134,099 |
| 当期純利益 | | | | | | | 234,126 | 234,126 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 100,026 | 100,026 |
| 当期末残高 | 545,500 | 264,313 | 264,313 | 64,700 | 86,501 | 198,000 | 3,850,785 | 4,199,987 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △52 | 4,893,062 | 3,629 | 467,379 | 471,008 | 2,898 | 5,366,969 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 16,659 | | | | | 16,659 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △52 | 4,909,721 | 3,629 | 467,379 | 471,008 | 2,898 | 5,383,628 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △134,099 | | | | | △134,099 |
| 当期純利益 | | 234,126 | | | | | 234,126 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | 26,185 | △139,243 | △113,057 | △1,449 | △114,506 |
| 事業年度中の変動額合計 | ― | 100,026 | 26,185 | △139,243 | △113,057 | △1,449 | △14,479 |
| 当期末残高 | △52 | 5,009,748 | 29,815 | 328,135 | 357,951 | 1,449 | 5,369,148 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権債務

時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品　主として月別総平均法

・貯蔵品　最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８年～50年 |
| 構築物 | 20年～34年 |
| 工具、器具及び備品 | ４年～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 返品調整引当金　将来予想される売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績を勘案した返品見込額に対する売上総利益相当額を計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約

ヘッジ対象…借入金の利息、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③　ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨スワップ取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④　ヘッジの有効性の評価

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が25,884千円減少し、繰越利益剰余金が16,659千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物 | 40,881千円 |
| 土地 | 319,506千円 |
| 計 | 360,387千円 |

担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 長期借入金<br>(１年内返済予定を含む) | 400,000千円 |

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

| | |
|---|---|
| 有形固定資産 | 648,671千円 |
| 投資不動産 | 55,512千円 |

(3) 関係会社に対する金銭債権又は債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 6,890千円 |
| 長期金銭債権 | 30,833千円 |
| 短期金銭債務 | 17,481千円 |

(4) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

| | |
|---|---|
| 営業取引（売上高） | 46,770千円 |
| （売上原価） | 624,109千円 |
| （販売費及び一般管理費） | 1,213千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 2,970千円 |

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 85 | － | － | 85 |

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動

(繰延税金資産)

| | |
|---|---|
| 未払社会保険料 | 7,368千円 |
| 未払事業税・事業所税 | 12,714千円 |
| 未払地方特別法人税 | 5,351千円 |
| 賞与引当金 | 50,581千円 |
| 返品調整引当金 | 17,786千円 |
| 商品評価損 | 42,232千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 6,747千円 |
| 貯蔵品 | 3,514千円 |
| その他 | 7,371千円 |
| 合計 | 153,669千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|---|---|
| 繰延ヘッジ損益 | △160,683千円 |
| 合計 | △160,683千円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △7,013千円 |

② 固定

(繰延税金資産)

| | |
|---|---|
| 役員退職慰労引当金 | 24,540千円 |
| 資産除去債務 | 9,578千円 |
| 減損損失 | 2,565千円 |
| 投資有価証券評価損 | 5,505千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 6,668千円 |
| 貸倒引当金 | 11,312千円 |
| その他 | 442千円 |
| 小計 | 60,613千円 |
| 評価性引当額 | △34,077千円 |
| 合計 | 26,535千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|---|---|
| 前払年金費用 | △6,090千円 |
| 固定資産圧縮積立金 | △43,358千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △22,214千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △6,939千円 |
| 合計 | △78,602千円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | △52,066千円 |

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

7.　１株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| (1) １株当たり純資産額 | 400円28銭 |
| (2) １株当たり当期純利益 | 17円46銭 |

8.　重要な後発事象に関する注記

固定資産の譲渡

当社は、平成27年11月11日開催の取締役会において、固定資産を譲渡することについて決議いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記)」をご参照下さい。

**連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本**

## 独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

ＳＨＯ－ＢＩ株式会社
取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長 坂　　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増 田　　豊　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＳＨＯ－ＢＩ株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＨＯ－ＢＩ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**会計監査人の監査報告書　謄本**

# 独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

ＳＨＯ－ＢＩ株式会社
取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長 坂　　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増 田　　豊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＳＨＯ－ＢＩ株式会社の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月16日

ＳＨＯ－ＢＩ株式会社　監査役会

常勤監査役　　脇　　玲　㊞

社外監査役　　酒谷佳弘　㊞

社外監査役　　岡野秀章　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件

１．　提案の理由

（１）平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

当会社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（２）業務執行を行う取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当会社に生じた損害を賠償する責任を取締役会決議によって減免することができる旨の規定を新設するものであります。併せて、本定時株主総会終結前の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任についても同様の取扱いをするべく、附則を新設するものであります。なお、取締役の責任の減免に関する当該各規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

（３）改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

（４）取締役会の決議方法ならびに議事録、および会計監査人に関する各事項につき、法令に従い当会社での取扱いを明確にするため、各規定を新設するものであります。

（５）上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2．　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| 第1章 総　則 | 第1章 総　則 |
| 第1条　（条文省略） | 第1条　（現行どおり） |
| （目的） | （目的） |
| 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 |
| 1. 下記商品の製造、卸売、輸出入、販売並びに、それに附帯する知的財産権の販売 | 1. 下記商品の製造、卸売、輸出入、販売ならびに、それに附帯する知的財産権の販売 |
| (1)～(7)　（条文省略） | (1)～(7)　（現行どおり） |
| (8) レコード、コンパクトディスク、ビデオテープ及びビデオディスク | (8) レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク |
| (9)～(10)　（条文省略） | (9)～(10)　（現行どおり） |
| 2.～3.　（条文省略） | 2.～3.　（現行どおり） |
| 4. 飲食店及び駐車場の経営 | 4. 飲食店および駐車場の経営 |
| 5. 不動産の賃貸並びに管理 | 5. 不動産の賃貸ならびに管理 |
| 6.　（条文省略） | 6.　（現行どおり） |
| 第3条　（条文省略） | 第3条　（現行どおり） |
| （機関） | （機関） |
| 第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会 | 1. 取締役会 |
| 2. 監査役 | （削除） |
| 3. 監査役会 | 2. 監査等委員会 |
| 4. 会計監査人 | 3. 会計監査人 |
| 第5条　（条文省略） | 第5条　（現行どおり） |
| 第2章　株　式 | 第2章　株　式 |
| 第6条<br>～（条文省略）<br>第9条 | 第6条<br>～　（現行どおり）<br>第9条 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （株主名簿管理人）<br>第10条　（条文省略）<br>２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。<br>３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 | （株主名簿管理人）<br>第10条　（現行どおり）<br>２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。<br>３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 |
| （株式取扱規程）<br>第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 | （株式取扱規程）<br>第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| 第3章　株主総会<br>第12条<br>～（条文省略） | 第3章　株主総会<br>第12条<br>～　（現行どおり） |
| 第13条<br>（招集権者及び議長）<br>第14条　（条文省略） | 第13条<br>（招集権者および議長）<br>第14条　（現行どおり） |
| （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |
| （決議の方法）<br>第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。<br>２．（条文省略） | （決議の方法）<br>第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<br>２．（現行どおり） |
| （議決権の代理行使）<br>第17条　（条文省略） | （議決権の代理行使）<br>第17条　（現行どおり） |
| ２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 | ２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| 第4章　取締役及び取締役会 | 第4章　取締役および取締役会 |
| （員数） | （員数） |
| 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。 | 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。 |
| （新設） | ２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。 |
| （選任方法） | （選任方法） |
| 第19条　取締役は、株主総会において選任する。 | 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 |
| ２．（条文省略） | ２．（現行どおり） |
| ３．（条文省略） | ３．（現行どおり） |
| （新設） | ４．監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 |
| （任期） | （任期） |
| 第20条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新設） | ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新設） | ３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |
| （代表取締役及び役付取締役） | （代表取締役および役付取締役） |
| 第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 | 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。 |
| ２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | ２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 |
| （取締役会の招集権者及び議長） | （取締役会の招集権者および議長） |
| 第22条　（条文省略） | 第22条　（現行どおり） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （取締役会の招集通知）<br>第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第23条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 | ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 |
| （新設） | （取締役会の決議方法）<br>第24条　当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<br>２．前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。 |
| 第24条　（条文省略） | 第25条　（現行どおり） |
| （新設） | （取締役への重要な業務執行の決定の委任）<br>第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| （新設） | （取締役会の議事録）<br>第27条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 |
| （取締役会規程）<br>第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 | （取締役会規程）<br>第28条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 |
| （報酬等）<br>第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 | （報酬等）<br>第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （取締役の責任免除）<br>第27条　（新設） | （取締役の責任免除）<br>第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |
| 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第5章　監査役及び監査役会 | （削除） |
| （員数）<br>第28条　当会社の監査役は、5名以内とする。 | （削除） |
| （選任方法）<br>第29条　監査役は、株主総会において選任する。<br>２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削除） |
| （任期）<br>第30条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削除） |
| （常勤の監査役）<br>第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | （削除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （監査役会の招集通知）<br>第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。<br>２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。 | （削除） |
| （監査役会規程）<br>第33条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削除） |
| （報酬等）<br>第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | （削除） |
| （監査役の責任免除）<br>第35条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | （削除） |
| （新設） | 第5章　監査等委員会 |
| （新設） | （常勤の監査等委員）<br>第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 |
| （新設） | （監査等委員会の招集通知）<br>第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。<br>２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新設） | （監査等委員会の決議方法）<br>第33条　当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<br>２．前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新設） | （監査等委員会の議事録）<br>第34条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 |
| （新設） | （監査等委員会規程）<br>第35条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| （新設） | 第6章 会計監査人 |
| （新設） | （会計監査人の選任の方法）<br>第36条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。 |
| （新設） | （会計監査人の任期）<br>第37条　当会社の会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 |
| （新設） | （会計監査人の報酬等）<br>第38条　当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第6章　計　算 | 第7章　計　算 |
| 第36条<br>～（条文省略）<br>第37条<br>（剰余金の配当の基準日）<br>第38条　（条文省略）<br>２．（条文省略）<br>３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 | 第39条<br>～（現行どおり）<br>第40条<br>（剰余金の配当の基準日）<br>第41条　（現行どおり）<br>２．（現行どおり）<br>３．前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| 第39条　（条文省略） | 第42条　（現行どおり） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （新設）<br>（新設）<br><br><br><br><br><br>（新設） | 附　則<br>第1条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第67期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>第2条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第67期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

**第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役５名全員は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 寺　田　一　郎<br>（昭和23年10月14日） | 昭和46年４月　蝶理株式会社入社<br>昭和49年11月　当社入社専務取締役<br>平成２年１月　当社代表取締役社長<br>平成25年12月　当社取締役会長（現任） | 2,140,600株 |
| 2 | 寺　田　正　秀<br>（昭和52年11月18日） | 平成13年４月　株式会社みずほ銀行入行<br>平成16年５月　当社入社<br>平成16年11月　当社専務取締役<br>平成17年６月　粧美堂日用品（上海）有限公司董事長（現任）<br>平成25年４月　株式会社メリーサイト取締役（非常勤）（現任）<br>平成25年12月　当社代表取締役社長（現任）<br>平成27年10月　台灣妝美堂股份有限公司董事長就任（現任） | 1,369,700株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 三嶌信也<br>(昭和26年９月17日) | 昭和45年４月　当社入社<br>平成11年４月　当社商品部長<br>平成13年11月　当社取締役商品部長<br>平成17年６月　粧美堂日用品（上海）有限公司董事(現任)<br>平成17年11月　当社監査役<br>平成18年７月　当社取締役第２営業本部長<br>平成20年５月　当社取締役第２営業本部長兼生産管理担当役員（海外）<br>平成21年10月　当社常務取締役事業推進本部長兼生産管理担当役員<br>平成25年４月　株式会社メリーサイト取締役（非常勤）<br>平成25年10月　当社常務取締役事業推進本部長兼生産管理担当役員兼商品企画部長<br>平成27年10月　当社常務取締役事業推進本部長兼生産管理担当役員（現任）<br>台灣妝美堂股份有限公司董事就任(現任) | 59,400株 |
| 4 | 鎌形敬史<br>(昭和29年７月15日) | 昭和52年４月　株式会社富士銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行<br>平成14年５月　株式会社みずほ銀行自由が丘駅前支店長<br>平成17年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ人事部人材開発室長<br>平成18年９月　当社出向　総務部長<br>平成19年９月　当社入社　総務部長<br>平成20年12月　当社取締役総務部長<br>平成21年６月　当社取締役管理本部長兼総務部長<br>平成21年６月　粧美堂日用品（上海）有限公司董事(現任)<br>平成22年６月　当社取締役管理本部長<br>平成25年４月　株式会社メリーサイト取締役（非常勤）（現任）<br>平成26年１月　当社取締役戦略室長兼管理本部長<br>平成27年10月　当社取締役管理本部長（現任）<br>台灣妝美堂股份有限公司董事就任(現任) | 2,800株 |

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

**第３号議案**　監査等委員である取締役４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 脇　玲<br>（昭和28年11月11日） | 昭和52年４月　当社入社<br>昭和61年４月　当社電算室室長<br>平成19年９月　当社常勤監査役就任（現任）<br>平成23年11月　粧美堂日用品（上海）有限公司監事（現任）<br>平成27年10月　台灣妝美堂股份有限公司監察人就任（現任） | 32,200株 |
| 2 | 酒谷佳弘<br>（昭和32年３月11日） | 昭和54年10月　日新監査法人(現　新日本有限責任監査法人）入所<br>昭和57年３月　公認会計士登録<br>平成10年８月　センチュリー監査法人(現　新日本有限責任監査法人）代表社員<br>平成16年７月　ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役（現任）<br>平成23年３月　当社監査役（現任） | 1,900株 |
| 3 | 岡野秀章<br>（昭和44年５月19日） | 平成５年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成９年４月　公認会計士登録<br>平成10年８月　大阪瓦斯株式会社入社<br>平成20年７月　岡野公認会計士事務所開設・所長就任（現任）<br>平成20年12月　当社監査役（現任） | 2,800株 |
| 4 | 渡辺　徹<br>（昭和41年２月２日） | 平成５年３月　司法修習修了<br>平成５年４月　弁護士登録<br>北浜法律事務所入所<br>平成10年１月　北浜法律事務所パートナー就任（現任）<br>平成21年12月　当社取締役（現任） | 6,600株 |

（注）１．各監査等委員候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．酒谷佳弘氏、岡野秀章氏、渡辺徹氏は社外取締役候補者であり、当社は、各氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

３．酒谷佳弘氏は公認会計士、岡野秀章氏は公認会計士および税理士としての資格を有しており、その専門性を当社の監査の充実に寄与させるために適任であり、社外取締役としての職務を遂行できると判断し、また、渡辺徹氏は弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営

の監視を遂行するに適任であり、そのことにより、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がると判断しましたので、各氏を社外取締役候補者といたしました。なお、岡野秀章氏、渡辺徹氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、以上の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

4．本議案が原案どおり承認された場合、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社と各候補者との間で会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額であります。なお、酒谷佳弘氏、岡野秀章氏の両氏は、社外監査役として、また、渡辺徹氏は、社外取締役として、当社との間で同様の契約を締結しております。

5．社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
渡辺徹氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。

**第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年12月24日開催の第59期定時株主総会において年額200,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）ですが、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

**第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

**会場**　東京都港区港南二丁目16番４号
品川グランドセントラルタワー３階
ＴＨＥ　ＧＲＡＮＤ　ＨＡＬＬ
（ザ・グランドホール）
TEL　03-5463-9973

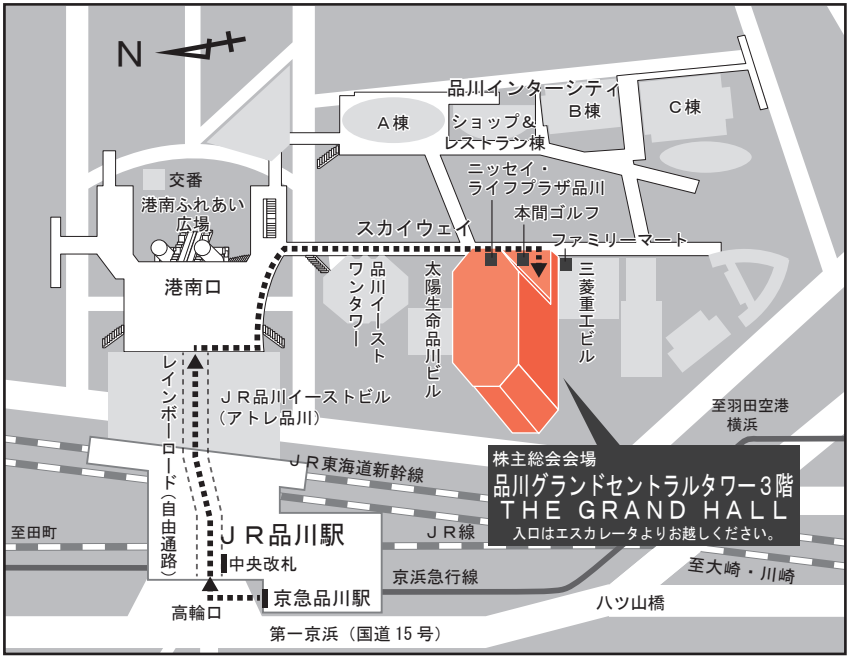


**昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、お間違えのないようご注意願います。**

交通のご案内

〈ＪＲ品川駅・新幹線品川駅をご利用の場合〉

ＪＲ品川駅の改札を出て、港南口（東口）方面へ進み、アトレ品川などの入り口を過ぎて連絡通路を抜けたら右折してください。そのままグランドコモンズの通路（ＳＫＹＷＡＹ２Ｆ）を進み、品川セントラルタワーの「カフェ」「ニッセイライフプラザ」「本間ゴルフ」を右側に通り過ぎたら、右側の入り口からビル内へ。エスカレーターで３Ｆに上がり、右側のエントランスからお入りください。［徒歩３分］

〈京浜急行品川駅をご利用の場合〉

京浜急行で品川駅からお越しの場合は、改札を出て10m程度先の右側に港南口（東口）への連絡通路（階段・エスカレーター）がありますのでそちらからお進みください。そのままお進みになり、ＪＲ品川駅の改札口を通過後は、ＪＲ品川駅ご利用の場合と同様です。［徒歩６分］

● お車でのご来場はご控えくださいますようお願い申しあげます。